

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。
様式第三号中十八ページ及び四十四ページから五十一ページまでを次のように改める。

検査の記録

検査項目	検査年月日	備考
先天性代謝異常等検査	年 月 日	
新生児聴覚検査 (自動ABR・OAE) リフター（要再検査）の場合 先天性サイトメガロウイルス検査	年 月 日 年 月 日 年 月 日	右（バス・リフター） 左（バス・リフター） 陰性・陽性

※検査結果を記載する場合は、保護者に説明し同意を得ること。

乳
児

予備欄

保護者の記録【2週間頃】（ 年 月 日記録）

○泣き声やお乳を飲む力が弱いと思いますか。	いいえ はい
○寝かせるときは、おおむねに寝かせていますか。	はい いいえ
○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。	はい いいえ
○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありませんか。	いいえ はい
○子育てについて気懸に相談できる人はいいますか。	はい いいえ
○子育てについて不安や困難を感じることがありますか。	いいえ はい
○成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。	何ともいいない

※このページは医療機関、こども家庭センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。

○内閣府令第百十八号

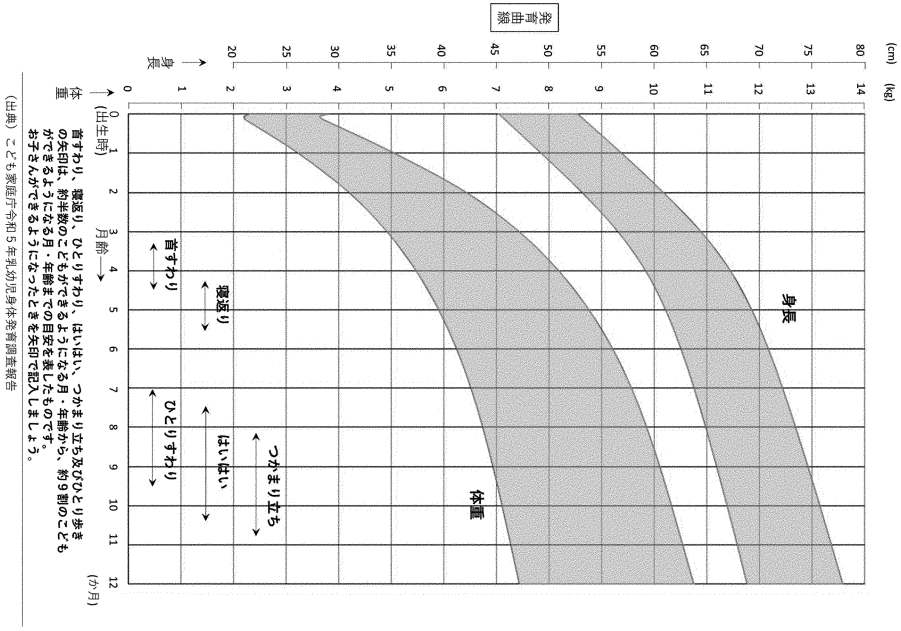
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

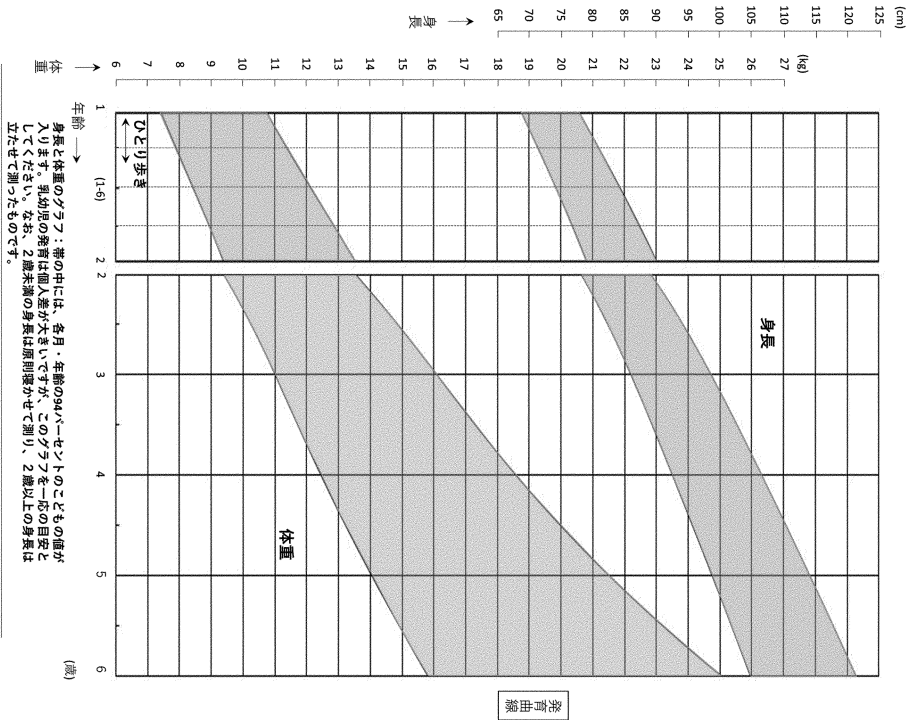
＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

男の子 乳児身体発育曲線（令和5年調査）



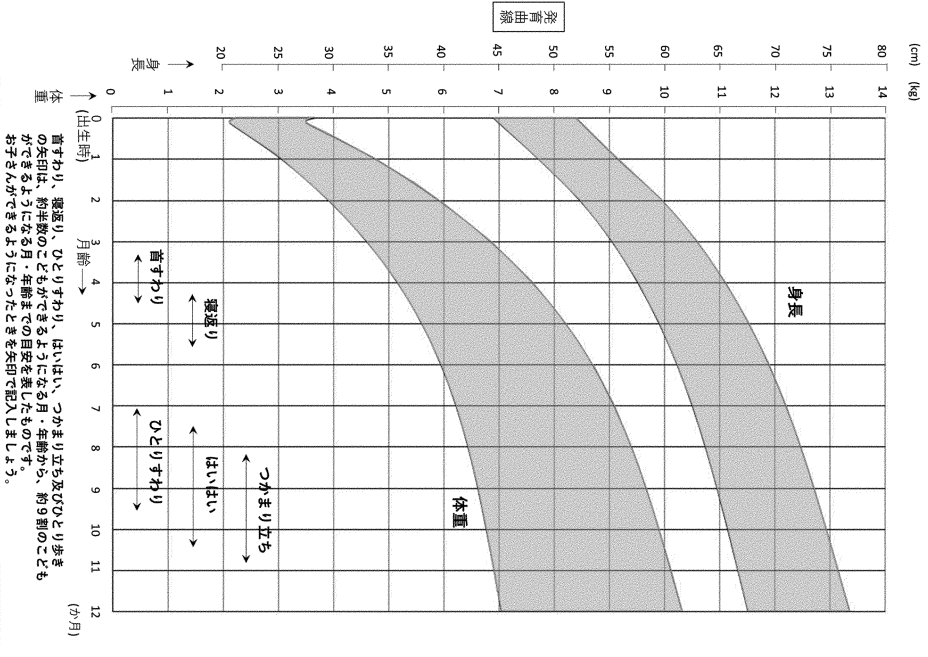
＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

男の子 幼児身体発育曲線（令和5年調査）



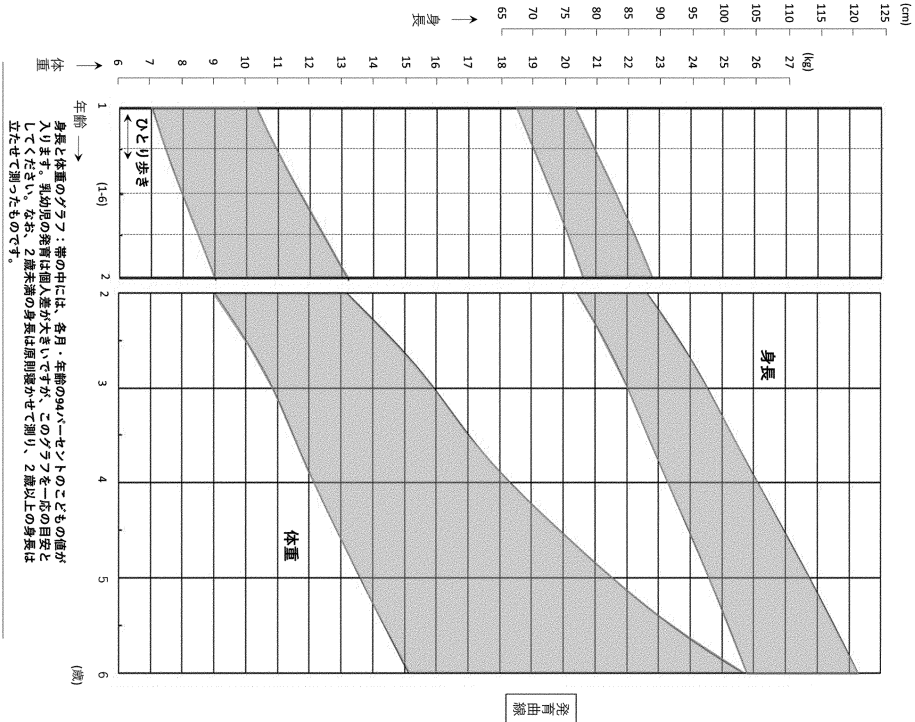
＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

女の子 乳児身体発育曲線（令和5年調査）



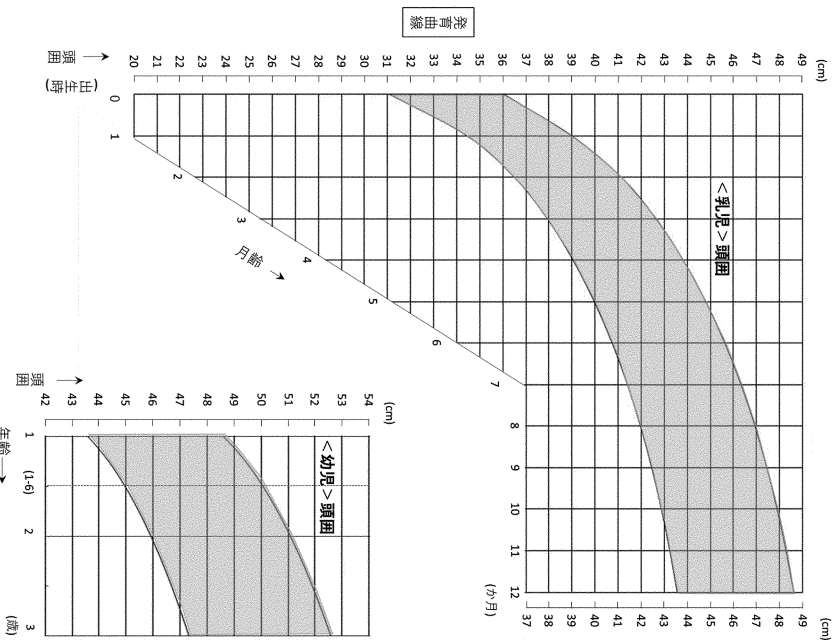
＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

女の子 幼児身体発育曲線（令和5年調査）



＜お子さんの頭囲をこのグラフに記入しましょう。＞

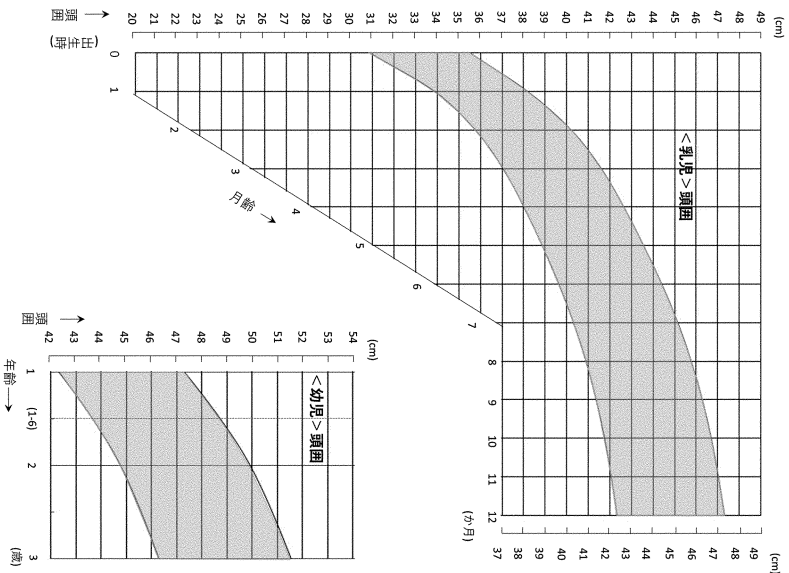
男の子 乳幼児身体発育曲線（令和5年調査）



頭囲のグラフ：帯の中に94パーセントのこどもの値が入ります。なお、頭囲は左右の肩の直上を通るようにして測ったものです。

＜お子さんの頭囲をこのグラフに記入しましょう。＞

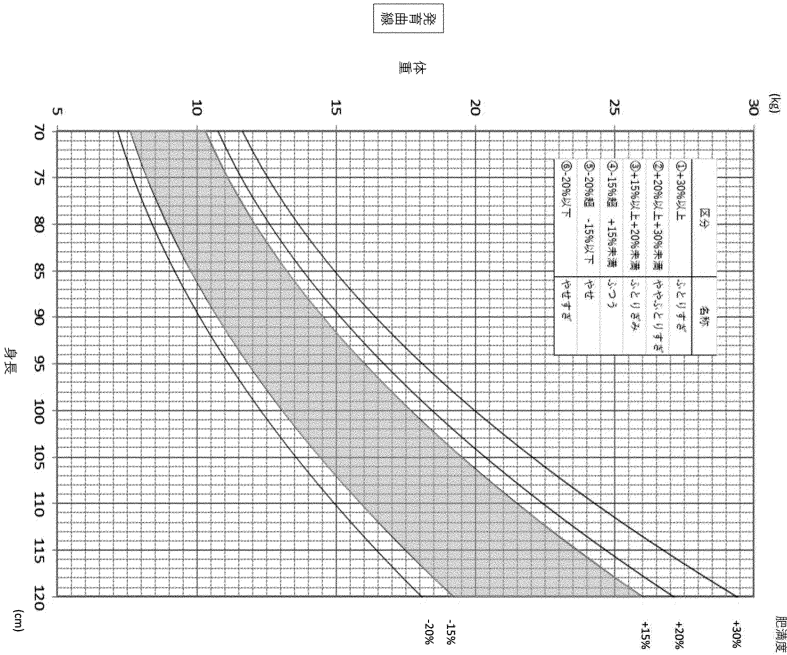
女の子 乳幼児身体発育曲線（令和5年調査）



頭囲のグラフ：帯の中に94パーセントのこどもの値が入ります。なお、頭囲は左右の肩の直上を通るようにして測ったものです。

＜お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう＞

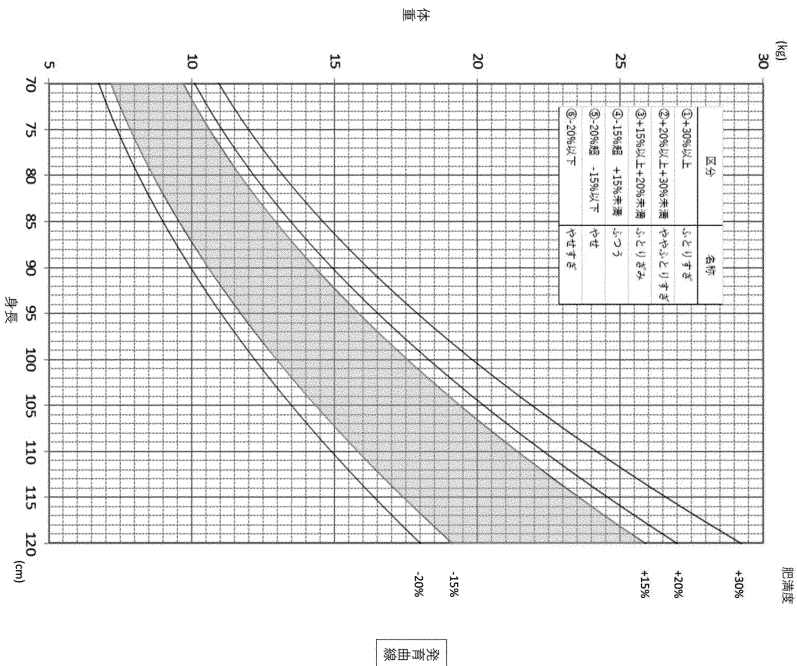
男の子 幼児の身長体重曲線（令和5年調査）



このものからだつときは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一段の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってだちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

＜お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう＞

女の子 幼児の身長体重曲線（令和5年調査）



このものからだつときは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一段の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってだちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。